

オンライン会議

(前年度 (R3 年度) からの継続)

様式第1号(第6条関係)

令和4年度 P P D C A サイクル表

台帳番号 令和4年度 7 番 当初起案日 令和4年2月9日

所 管 議会活性化特別委員会 担当者 職・氏名 主査 清田 将太

サイクル	年 月 日	内 容 等
計画 Plan	4. 2. 9	議会活性化特別委員会を開催し、次のとおり計画を決定。 誰が：議会が いつ：令和4年度中に どこで：- 何を：オンラインによる委員会等の開催について なぜ（何のために）：議員が参集することが困難な場合を想定し、例外的、緊急的に会議を開催できるようにするため、 どうする：例規整備を行う
手順・ 経過 Process	4. 1. 13	委員会を開催。 議会改革に関する検討項目の1つとして、「オンライン会議」を検討していくことを決定。
	4. 2. 9	委員会を開催。 オンライン会議開催に当たっての国の考え方や先進的に委員会条例や会議規則等を改正している他議会の事例を確認した。 また、オンライン会議の開催に関し、各会派で協議を行い、意見集約の上、3月11日までに意見を提出する（無会派の議員には、事務局から個別に依頼をかける）こととした。
	4. 2. 9	議長に委員会で決定した内容について報告。
	4. 2. 21	議長から議会運営委員会に諮り、意見記入用紙の配布等について報告し、了承。全議員に意見記入用紙を配布
	4. 4. 14	委員会を開催。 議会改革に関する検討項目について、「A:早急に協議すべき事項」に位置付け、また、両会派及び無会派の全議員が、オンラインによる委員会等の開催を可能とすべきとしていることから、早急に協議を進めることで決定した。 総務省からの通知内容を基本とし、「新型コロナウイルス感染症等の重大な感染症対応時」や、「大規模災害等の発生時」にかぎり、委員長の判

		<p>断によってオンライン会議を開催できるもので決定した。</p> <p>委員の疾病、育児、介護等といった本人都合によるオンラインでの会議参加は開催条件には含めないものとし、全員協議会等、協議等における場においても、委員会と同様にオンラインによる開催は可能とすることで決定した。</p> <p>4.4.14 議長に委員会で決定した内容について報告。</p> <p>4.4.28 議長から議会運営委員会に諮り、委員会で決定した内容について報告し、了承。</p> <p>4.5.12 委員会を開催。</p> <p>委員会をオンラインで行うため、委員会条例及び会議規則の改正を行う必要があり、改正案について協議した。</p> <p>人が集まることが困難である、またはそのものを控える必要がある「新型コロナウイルス感染症等の重大な感染症対応時」や、人が集まることが困難な台風、地震等の「大規模災害等の発生時」にかぎり、委員長の判断によってオンライン会議を開催できることで決定した。</p> <p>また、加賀市議会会議規則第166条に定める協議等の場（全員協議会、会派代表者会議、予算説明会、予算内示会）においても、「重大な感染症対応時」及び「大規模災害等の発生時」にかぎり、委員会と同様にオンラインによる開催は可能とすることで決定した。</p> <p>4.5.20 議長に委員会で決定した内容について報告。</p> <p>議長から議会運営委員会に諮り、委員会で決定した内容について報告し、了承。</p>
実行 Do	4.6.16	加賀市議会委員会条例及び加賀市議会会議規則の一部を改正する条例が公布、施行された。
検証 Check	4.8.22	<p>議会運営委員会及び全員協議会において、テレビ会議用アプリを用いてオンライン会議を実施した。</p> <p>全員協議会において、自宅からオンライン会議に参加した議員からは、会議室の音声について、雑音が入る旨の報告があった。</p>
改善 Action	4.9.5	今後、オンライン会議に係る環境を随時改善していくことについて確認した。